

家畜衛生情報誌

『 一 支 国 』

2015. 新年号



2015年 勝本湾からの日の出

壱岐振興局農林水産部 壱岐家畜保健衛生所

〒811-5734 長崎県壱岐市芦辺町国分本村触1385-1 TEL : (0920)45-3031

E-mail : s13230@pref.nagasaki.lg.jp

FAX : (0920)45-3386

~Website~

<http://www.n-nourin.jp/ah/agrilink/hukyuu/iki/kakuka/3eiseika.html>



# 新年を迎えて



明けましておめでとうございます。

昨年の吉岐肉用牛の明るい話題として「吉岐牛」の商標登録があり、ギネス挑戦があります。吉岐市民の「吉岐牛を何とかせんといかん」と言う思いが深く感じられる出来事でした。また昨年来、子牛価格は非常に高くなっています。繁殖農家の方にとって儲けはともかく、続けようという意欲には繋がったのではないのでしょうか。しかし、高齢化による廃業はいかんともしがたく、着任以来3年で150戸が廃業しています。肥育経営も厳しい現状があります。このようななか、家畜保健衛生所も吉岐の牛を守るために何ができるのか考えております。生産率向上による生産コストの低減、放牧推進による省力化など考えることはあっても、なかなか成果に結びつかないことばかりですが知恵を絞っていきたいと思います。

一方、韓国で継続発生している口蹄疫や昨年末から国内発生が見られる鳥インフルエンザなど、生産基盤を根底から覆す伝染病の発生も危惧されるところです。人の往来は増やすべき世相ですので、最大の防波堤は農場の衛生管理です。くれぐれも農場への伝染病持込がないように細心の注意をお願いいたします。

本年も皆様と家畜が健やかであることを祈念し挨拶いたします。

吉岐家畜保健衛生所 所長 松本輝久



## 牛の出生日等の届出は適正にしましょう！

去る11月18日、農林水産省九州農政局は、熊本県内の酪農家に対して実施した、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（牛トレーサビリティ法）」に基づく立入検査結果を公表しました。

内容は、「牛トレーサビリティ法施行日（平成15年12月1日）から平成26年10月7日にかけて出生した牛861頭のうち、541頭について、事実と異なる出生日（実際の出生日から1日から50日遅らせた日）を出生の年月日として届け出た。」として、実名を公表したうえで、虚偽の届出内容の速やかな修正と今後の適正な届出を求めるものでした。

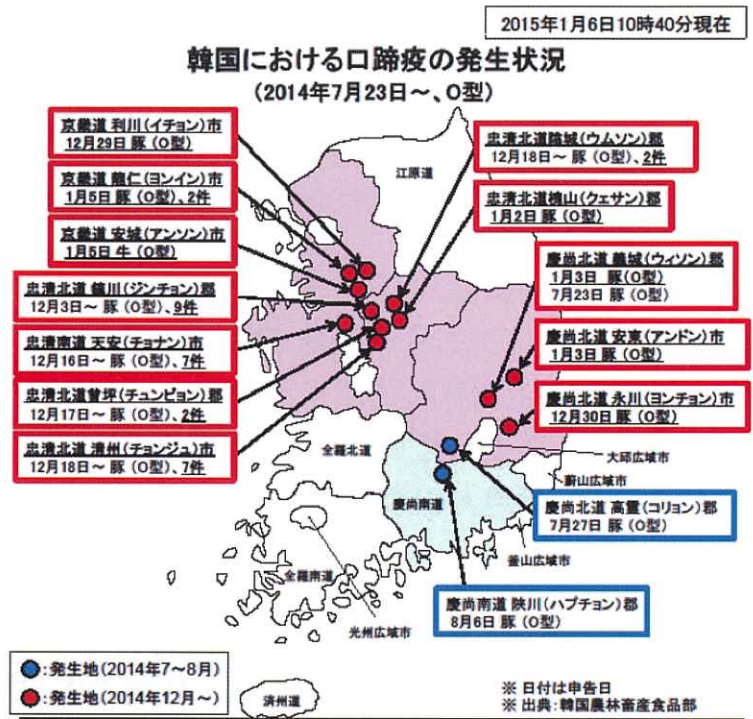
同法において、牛の出生、死亡、譲受け、譲渡し等をしたときは、その届出が必要ですので、適正な届出をお願いします。

# 韓国で口蹄疫が発生！

韓国では口蹄疫が継続発生しており、27年1月には牛でも発生しました。7月以降、中国、ロシアでも口蹄疫が続発しており、わが国へのウイルス侵入の危険性が高いことから、今後も警戒が必要です。

## ～農家の皆様へのごお願い～

- 発生国への渡航は可能な限り自粛して下さい。
- 消毒設備の設置や消毒の励行をして下さい。
- 野生動物の侵入防止など飼養衛生管理基準を遵守して下さい。
- 家畜に異常が見られたら、直ちに家畜保健衛生所へ通報をお願いします。



## ＜口蹄疫の症状＞



(牛) 泡沫性流涎



(牛) 舌の水疱



(牛) 口腔内のびらん



(牛) 鼻腔のびらん・痂痕化



(豚) 鼻鏡のびらん



(豚) 蹄冠部のびらん

## 国内で高病原性鳥インフルエンザが発生しました！

平成26年12月16日以降、国内で高病原性鳥インフルエンザ（H5N8亜型）の発生が確認されています。現在、冬の渡り鳥の飛来シーズンに入り、島根県、千葉県、鳥取県、鹿児島県および岐阜県で採取された死亡野鳥等からも高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8亜型）が検出されています。

<これまでの発生状況>

H26.12.16

宮崎県宮崎市 肉用種鶏（約4千羽）

H26.12.28

宮崎県延岡市 肉用鶏（約4万2千羽）

H26.12.30

山口県長門市 肉用種鶏（約3万7千羽）

国内のどこの家きん飼養農場で発生してもおかしくない状況であり、家きん飼養農家を含む畜産関係者の皆さんは、引き続き、飼養衛生管理基準の遵守や早期発見・通報などの徹底に万全を期し、最大限の警戒をしていただくようお願いします。

～家きん飼養農家の皆様へのお願い～

①消毒設備の設置や消毒の励行をして下さい。

②野生動物の侵入防止など飼養衛生管理基準を遵守して下さい。

※防鳥ネットに穴が空いた場合には、早急に修繕をお願いします。

③万一、家きんに異常が見られたら、直ちに家畜保健衛生所へ通報をお願いします。

## 鳥インフルエンザ防疫演習を実施しました

管内での鳥インフルエンザの発生を想定し、去る11月28日に防疫演習を実施しました。



<ゲージからの捕鳥>



<炭酸ガス注入>



<ブラックライトを当てた手の平>

演習では、生きた鶏を使って殺処分の手順を確認しました。また今回、新たな取り組みとして、防疫作業者の防護服脱衣後の汚染状況確認を行いました。

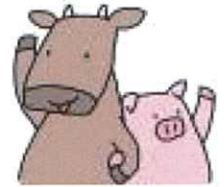
具体的には、暗い場所でブラックライトを当てると光る塗料（手洗いチェッカー）を鶏やケージ等、防疫作業者が触れるところに塗り、脱衣後に手・顔・首等に汚染がないかを確認しました。

結果、衛生的な防護服の脱衣が行われたため、汚染された作業員はいませんでした。

# 平成27年の定期報告をお願いします

家畜を飼養している方は、家畜伝染病予防法により1年に1度県への報告が義務付けられています。

昨年提出された方も、今年の提出が必要になりますので、よろしくをお願いします。



●対象者：牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥を飼養するすべての方

●報告する内容

①基本情報 (所定の様式)

家畜所有者と管理者の氏名、住所、農場の名称と住所、家畜の種類と頭羽数

②飼養衛生管理基準の遵守状況 (所定の様式)

③農場敷地の平面図 (③～⑤は様式自由)

※衛生管理区域の出入口、消毒施設の設置箇所を図中に明示したもの

④設置した消毒設備の種類 (例：踏込消毒槽、動力噴霧機、石灰撒布等)

⑤飼養頭数に応じた埋却地の確保状況について

※いずれも平成27年2月1日現在

平成26年に届出を行っている方で、畜舎の新・増築、消毒方法や埋却地の変更等がなければ、①および②の提出になります。

なお、少頭(羽)数飼養者の方は、「①基本情報」のみの報告となります。

## <少頭(羽)数飼養の基準>

牛、水牛、馬	..... 1頭
鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし	..... 6頭 未満
鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥	..... 100羽未満
だちょう	..... 10羽 未満

各種様式については個人宛てに配布しますが、必要な方は家畜保健衛生所および農協各支所にも置いてありますので、ご利用下さい。

ご不明な点等があれば、家畜保健衛生所までお問合せください。



# 現場後代検定取得交配へ御協力を

平成26年度第3回目の現場後代検定取得交配（試験種付け）が始まりました。

杵岐地区での対象牛は、雲仙市産の「久忠晴（ひさただはる）」号です。

交配頭数は40頭、交配期間は平成27年1月1日～2月15日です。

なお、試験種付けを行った場合は補助金が交付されますので、詳しくは家畜保健衛生所へお問い合わせ下さい。

☆「久忠晴」号のプロフィール

生年月日：平成25年8月9日生

生産地：雲仙市吾妻町

血統：安福久一勝忠平一平茂晴



## 杵岐牛かあちゃん講習会が開催されました

杵岐市農業協同組合が主催する杵岐牛かあちゃん講習会が11月19日に杵岐家畜市場で開催され、牛飼養農家のご婦人方を中心に約170名が参加されました。

講習会では、JA全農畜産生産部の澤明先生による子牛の育成技術と母牛の繁殖管理について講演がありました。

子牛育成技術に関しては、まずは初乳をしっかり与えること、そして、骨と胃を十分に発達させることが重要であると、月齢毎に必要な栄養素を満たすための給方法について説明がありました。また、母牛・子牛ともに基本は観察であり、その際には五感を使うことが大切とのお話がありました。今後も、ご自身の子育て経験で培われた「かあちゃん」ならではの、きめ細やかな観察力を牛飼いに存分に発揮していただきたいと思います。

つぶやき



猫に4回もアジの干物を取られました。部屋は1階、網に入れて高い所につるすのですが、どう工夫しても取られます。猫よけグッズを買込み臨戦態勢、今度取られたら、ベランダでの干物作りは止めます（涙）。そんな、近所の猫が絶賛する自家製干物、賞味してみたい方は連絡を！！でも、干物作り廃業かも・・・（さらに涙）。 (も)